

## CSR 推進 NGO ネットワーク 運用規程

### 1. 目的

本ネットワークは、NGO と企業の CSR の相互理解と協働事業を促進することにより、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) に掲げられた、貧困、人権、平和、環境などの諸課題の解決に寄与するために、以下の内容を目的とする。

- ・ NGO 担当者間の情報交換
- ・ 企業や他セクターとの情報交換の場づくり
- ・ NGO と企業の連携に向けての課題の抽出、解決策の提示・提言、実践

### 2. 取り扱う CSR の領域

企業の CSR 活動を構成する法令順守、環境、雇用・人材活用、企業統治、社会貢献、調達などの中でも、本ネットワークで扱う CSR の領域は上記の目的に特化するため、主に「環境」と「社会貢献」と「調達」の分野に限定する。

グローバル企業の CSR の取り組みを取引先にも求めること。従来のグリーン調達といった環境を配慮した条件・基準に加え、労働(児童労働含む)、人権、倫理などについて、より広範囲な条件・基準により、原材料を調達すること。

### 3. 主な活動内容

本ネットワークの主な活動項目と内容は下記の通りとする。

- ・ MDGs を視野に入れた CSR の推進
- ・ 企業との連携における NGO 側の課題の抽出と解決策の提示
- ・ 企業への効果的なアプローチの研究と成果の共有
- ・ NGO と企業の連携における調査、及び、提言活動
- ・ CSR 調達の調査、及び、提言活動
- ・ 環境と開発の密接な関係の提示
- ・ 共同の広報

上記の成果を普及するための Web、出版物、シンポジウムなどを通じた広報活動など

### 4. 運営形態

#### 4-1. 活動頻度

##### 参加組織による定例会

本ネットワークの目的に必要な活動内容の創作、及び、情報収集・意見交換のためのミーティングの開催(2ヶ月に1度)。

##### NGO - 企業 CSR シンポジウム

年に1~2回程度、公開のかたちで実施する。

#### 4-2. コアメンバーの選定と任期

本ネットワークの活動を円滑に行うために、参加組織の中からコアメンバーとしてリーダーを1名、サブリーダーを3名設ける。コアメンバーは次に掲げる作業を行う。

- ・ 本ネットワークの活動の企画・立案
- ・ 活動スケジュールの調整
- ・ JANIC との連絡
- ・ 参加組織内連絡など

また、コアメンバーは参加組織の互選とし、任期は選定された日からその年度末(3月31日)までの約1年間とする。再任は妨げない。

#### 4-3. アドバイザー

「CSR 推進 NGO ネットワーク」の活動成果を最大化するために、CSR や SR 全般に広い知見があり、且つ、企業活動と NGO など市民活動にも深い理解のある研究者・有識者にアドバイザーとして加わっていただく。

#### 4-4. 事務局

本ネットワークはその事業遂行にあたり、事務局を JANIC に設置する。事務局は、参加組織の決定事項に従い、次に掲げる作業を行う。

- ・ 活動に必要な情報の記録・管理
- ・ 定例会やシンポジウムの運営
- ・ その他事務的作業

### 5. 参加対象組織と参加基準および参加費について

#### <NGO メンバー参加基準>

社会的信頼性があることを前提とし、JANIC 正会員、あるいは、それに準ずる NGO 団体とする。尚、JANIC 正会員でない場合は、JANIC の会員規定(参考資料1.参照)を基準に参加の可否をコアメンバーが判断する。

#### <企業メンバー参加基準>

社会的信頼性があることを前提とし、CSR を積極的に推進し、MDGs 達成に寄与するもしくはその意思のある企業であること。参加の可否に疑義がある場合は、コアメンバーがそれを判断する。

活動費用は参加メンバー全員が相応の負担をし合うことを原則とし、下記の通りの設定とする。

種別		参加費(単価)
NGO メンバー	JANIC 正会員	¥5,000
	非正会員	¥15,000
企業メンバー	JANIC 企業協力会員	¥30,000
	非会員	¥60,000
アドバイザー		¥5,000

### 6. 参加登録

新規参加組織の受付は、JANIC 事務局が定めた募集期間に、JANIC 事務局が定めた申し込み方法により登録を申し出た組織に限る。登録する団体は、別紙「CSR 推進 NGO ネットワーク登録書」に記入し、登録を行う。

登録期間は登録の申し出が承認された日からその年度末(3月31日)までとし、下記「8.退会」に基づく退会手続きがとられない限り次の年度も登録が更新されるものとする。

### 7. オブザーバー参加

当期中に参加を希望する組織は、原則として参加登録を行うものとする。ただし、ネットワーク系の中間支援組織は、コアメンバー会合での承認を経てオブザーバー参加を認める。

## 8. 退会

参加組織が退会を希望する場合、退会希望日の一ヶ月前までに理由を付した書面をもって JANIC 事務局にその旨を届け出て、退会することができる。

## 9. 登録取り消しなど

登録期間中に活動実績がない方、または、不適切な行動があった組織は、登録期間の途中で登録を取り消し、または、申し出があっても登録期間を更新できないことがある。ただし、登録期間中に活動できない特別な事情があったと認められるときは、更新することができる。

## 10. 留意事項

本ネットワークで活動を行う際には、次に掲げる事項に常に留意する。

- 1) 本ネットワークの目的を十分に理解した上で活動すること。
- 2) 本ネットワークの活動において知り合う企業に対して過度な接触は避けること。
- 3) JANIC 事務局の必要な指示がある場合は、それに従うこと。

## 11. 費用負担

活動に伴って生ずる交通費、通信費等の経費は、自己負担とする。

## 12. 事業年度

本ネットワークの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

## 13. 規約の改定

本規約の改定は、参加組織の決議により行う。

## 14. 解散

本ネットワークは、参加組織の 3/4 以上の賛成により解散する。

(付則)

- 1) 本規約は、本ネットワーク発足日(2008 年 4 月 1 日)より施行する。
- 2) 改定部分については、運営組織にて決議された後、直ちに適用される。

(改定)

2009 年 4 月 23 日改定

2010 年 11 月 22 日改定

以上

## 添付資料 1.

JANIC 会員規定より抜粋 第 3 条:正会員の要件

- (1) 開発、人権、環境、平和、政策提言において、国際協力(そのための国内協力を含む)および地球市民学習・開発教育などに継続して関わる団体、またはこれらの団体の連携促進を目的としたネットワーク NGO であること。
- (2) 市民(個人又はグループ)により設立され、かつ民主的に運営されている市民組織で、本部を日本に置くこと。ただし、海外に本部を置く団体であっても、日本国内に拠点を持ち日本社会において自律的に活動している団体についてはこの限りでない。
- (3) 原則として、決算額が 300 万円以上であること。しかし、人権・環境・平和・政策提言・開発教育

の場合は100万円以上、ネットワーク型の場合は50万円以上であること。かつ3分の1以上の財源が自己資金(会費、寄付金、事業収入)であること。ただしこの基準達成に努力していることが認められる場合は、この限りでない。

- (4) 民主的な意思決定機関(理事会、総会、運営委員会など)が置かれ、会則などに従って運営されていること。
- (5) 団体の役員名簿および活動報告書および決算書が公表されていること。
- (6) 2年以上および2会計年度以上の活動実績があること。
- (7) 連絡可能な事務局体制がとられていること。